佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金（給付型奨学金）の申請について

佐々町から将来を担う有用な人材の育成・支援を目的として、「給付型奨学金」を支給します。

１　支 給 額　　３０万円

２　対象人数　　７名

・申請者の中から提出書類を基に審査し、最大で７名を選考します。

３　対 象 者（下記の①・②両方に該当する方）

① 町内の小・中学校に３年以上在籍していた方で、本人又は父母が申請する年度まで町内に住所がある方

② 高等学校（高等専門学校）に在学し、申請の次年度に大学、短期大学及び専修学校専門課程（専門士又は高度専門士の称号が付与される課程・学科に限る）に進学する方（大学院及び通信教育等を除く）

４　対象要件（①～③それぞれ併願可能です）

① 「学業成績型」　学業成績が特に優秀であり、独立行政法人日本学生支援機構が定める家計基準以内の方

・評定平均が４．２以上を想定

・家計基準の例としては、４人世帯で生計維持者（原則として父母）の収入が 1,250 万円程度以下を想定

② 「経済支援型」　経済的理由により修学困難で、かつ人物・学業とも奨学生としてふさわしい方

・家計基準の例としては、４人世帯で世帯全員の収入が 640 万円程度以下を想定

⇒詳しくは下記ＰＤＦ「チラシ」の「家計（所得）の基準」をご参照ください。

③ 「特技型」　芸術、スポーツ等で特に優秀であり、その特定分野の特異な才能を活かして大学等に進学し、継続してその分野に取り組む方で、独立行政法人日本学生支援機構が定める家計基準以内の方

・その分野で将来を担う有用な人材として期待できる方を想定

・家計基準の例としては、４人世帯で生計維持者（原則として父母）の収入が 1,250 万円程度以下を想定

５　申請方法

申請書（様式第１号）に必要書類を添えて教育委員会にご提出ください。

なお、申請書等につきましては、教育委員会窓口でお渡しするほか、町ホームページからもダウンロードできます。

詳細については、下記お問い合わせ先にご連絡いただくか、町ホームページをご覧ください。

〇【学業成績型】及び【経済支援型】の必要書類

① 在学校長が作成した奨学生推薦調書【学業成績型兼経済支援型】（様式第２-１号）
※封緘がない場合は無効

② 同一生計を営む方全員の収入等を証明できる書類（令和８年分所得課税証明書）

〇【特技型】の必要書類

① 在学校長が作成した奨学生推薦調書【特技型】（様式第２-２号）**※封緘がない場合は無効**

② 同一生計を営む方全員の収入等を証明できる書類（令和８年分所得課税証明書）

※申請される年の１月１日現在で佐々町に住所がある場合は、様式第１号内の同意により②の収入等を証明する書類の省略ができます。

６　申請期間　　令和８年１１月２日（月）～令和９年１月１５日（金）

８時 30 分～17 時 15 分　※土・日・祝は除く

※申請の後、選考のうえ２月頃に決定、３月頃に支給を予定しています。

７　お問い合わせ先　　佐々町教育委員会　総務班　　℡：62-2101

家計（所得）の基準について

【所得の目安】生活保護法の基準により算定される基準生活費の額の 1.5 倍程度である世帯。

世帯人数	世帯構成	収入	所得額
３人世帯	父、母、第１子（大学生）	520 万円	261 万円
４人世帯	父、母、第１子（大学生）、第２子（高校生）	640 万円	325 万円
５人世帯	父、母、第１子（大学生）、第２子（高校生） 第３子（中学生）	740 万円	402 万円
６人世帯	父、母、第１子（大学生）、第２子（高校生） 第３子（中学生）、第４子（小学生）	850 万円	463 万円

※上記の家計基準はあくまで目安です。

【所得額の算出方法】所得金額（給与所得控除後の金額『A』）から社会保険料『B』、生命保険料『C』、地震保険料『D』を控除した額。

令和 7年分**給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居所		（受給者番号） （個人番号） （役職名） 氏名 （フリガナ）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内 円	A 円	円	内 円

（源泉）控除対象配偶者の有無等			配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
		老人		特定		老人		その他			特別	その他	
有	従有		円	人	従人	内 人	従人	人	従人	人	内 人	人	人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 B 円	C 円	D 円	円

（摘要）